

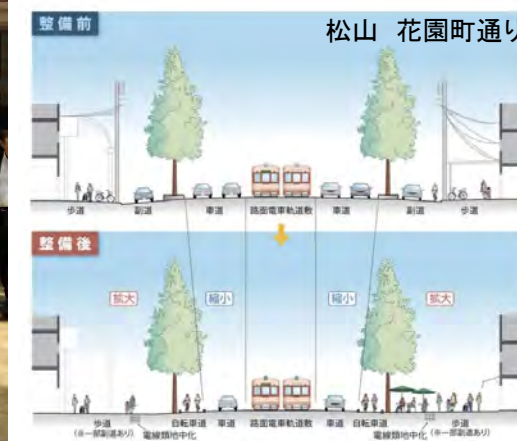
# 国土交通省からの情報提供

---

国土交通省都市局  
街路交通施設課

# 街路空間再構築・利活用の取組 ～居心地が良く歩きたくなる街路づくり～

- 世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められている。
- これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっている。
- 近年、国内でも、このような街路空間の再構築・利活用の先進的な取組が見られるようになったが、多くの自治体では、将来ビジョンの描き方や具体的な進め方など、どう動き出せば良いのか模索している現状。
- このような背景のもと、「居心地の良い歩きたくなる街路づくり」の全国への展開を推進。





# マチミチ会議(全国街路空間再構築・利活用推進会議)

## 問題意識

- 今後のまちづくりにおいては、官民のパブリック空間をウォークブルな人中心の空間に転換することにより、「居心地の良い歩きたくなるまちなか」を形成していくことが重要。
- 特に、街路空間は我々の最も身近なパブリック空間であり、より多様な使われ方、出会いや交流が生まれるような再構築・利活用を進めていくことが重要

## マチミチ会議の創設

- ① 全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、新たな街路空間のあり方を議論する場として、**全国会議「マチミチ会議(全国街路空間再構築・利活用推進会議)」を立ち上げる**とともに、
- ② **「マチミチ現地勉強会」を各地で開催**し、自治体間での先進的な取組の共有、意見交換を開催。

●加盟規模：地方公共団体（約280団体・850名）を含め、約440団体・1100名

## 開催実績及び予定

### 【マチミチ全国会議】

- 第1回：平成31年3月13日@都内（約230名参加）  
（特別編）：令和元年5月20日@都内（約400名参加）  
          ジャネット・サディク＝カーン氏を招聘・講演  
第2回：令和2年1月24日@神戸市  
第3回：令和3年3月4日@Web配信【本日】



第1回全国会議



ジャネットサディクカーン氏講演

### 【マチミチ現地勉強会】

- 平成31年度：10/12@大阪市、10/26@さいたま市、  
                  12/13@北九州市  
令和元年度：7/26@仙台、10/18@岡崎市  
                  2/17@松山市  
令和2年度：11/6@沼津市



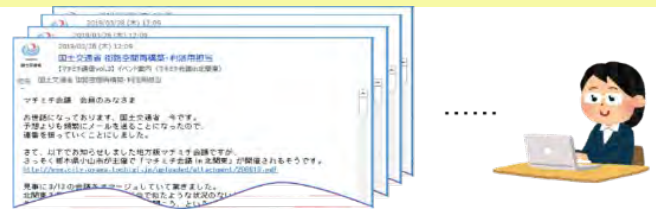
現地勉強会@大阪



現地勉強会@北九州

# マチミチ通信とマチミチ会議地方版

○マチミチ会議事務局 ([hqt-machi-michi@mlit.go.jp](mailto:hqt-machi-michi@mlit.go.jp)) では、マチミチ会議会員に対して、公共性の高い街路空間再構築・利活用に関する取組をはじめとする各種情報発信を「マチミチ通信」として行っています。地元の取組紹介やイベント案内等、何か発信したい場合も、随時受け付けておりますので、お気軽に上記アドレスまでご相談ください。



○各地方公共団体主催での「マチミチ会議」も開催。内容の企画や広報について協力しています。

- H31年4月に栃木県小山市が主催した「マチミチ会議in北関東」。
- チラシ・投影資料のテンプレート、シナリオ原稿、配布資料等のドラフトなど各種材料を国土交通省から提供
- 広報も国土交通省より協力
- 小山市にとっては、地元で大きく反響を呼んだ



この街路から、まちが変わる。

**2019.4.16 火**  
13:00-16:00 栃木県小山市 生涯学習センター  
マチミチ会議 in 北関東

会場：小山市生涯学習センター 2階 大ホール  
司会：森田 浩二  
MC：長谷川 幸志

講演者：  
長谷川 幸志 (国土交通省 都市計画局長)   
青木 洋子 (国土交通省 国土政策課長)   
山田 浩司 (国土交通省 国土政策課長)   
宇野 浩司 (国土交通省 国土政策課長)   
山田 浩司 (国土交通省 国土政策課長)

講演テーマ：  
「街路空間の再構築とまちづくり」  
「まちづくりの現状と課題」  
「まちづくりの取組事例」  
「まちづくりの課題と課題」  
「まちづくりの取組事例」





# 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

(今後のまちづくりの方向性 (令和元年6月26日「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言より))

- 官民のパブリック空間 (街路、公園、広場、民間空地等) をウォークブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進  
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



## 居心地が良く歩きたくなるまちなか (イメージ)

**Walkable**

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたい、歩きたくなる。

**Eye level**

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

**Diversity**

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

**Open**

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化  
民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)



2つの開発の調整により  
一体整備された神社と森 (東京都中央区)



## 都市構造の改変等

- 都市構造の改変 (通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等)
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備 (人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等) 等



駅前のトランジットモール化と広場創出 (兵庫県姫路市)



道路を占用了した夜間オープンカフェ (福岡県北九州市)

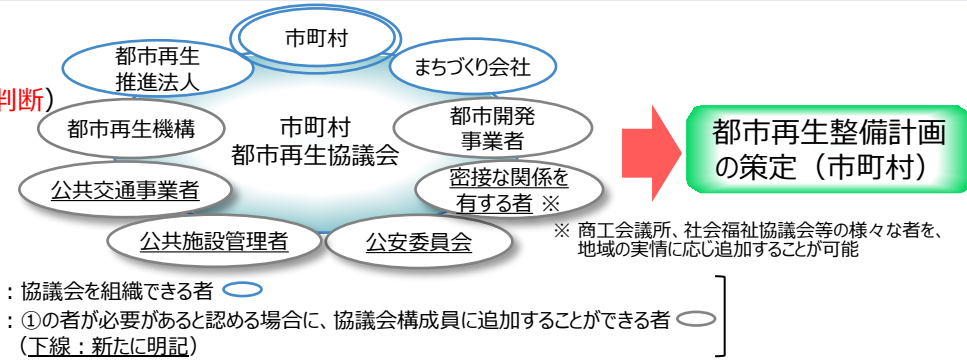


# 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

【都市再生特別措置法】

## 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会\*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に\* (まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
- \* 市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- \* 協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会 その他まちづくり計画に密接な関係を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け
- [予算] 官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



## 計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援

**滞在快適性等向上区域**

**官** × **民**

街路等の公共空間の改変 × オープンスペースの提供・利活用  
一体型滞在快適性等向上事業

建物低層部  
街路  
民間空地  
公園  
広場

・市町村等による歩行者滞在空間の創出 (街路の広場化等)

[予算] 交付金等による支援

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化 (①) や建物低層部のガラス張り化等 (②)

① ②

[税制] 固定資産税の軽減  
[予算] 補助金による支援

・駐車場の出入口の設置を制限 (メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置)

事故のリスク!

・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

\* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人 (市町村が指定)

[金融] 低利貸付による支援

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応



# 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出

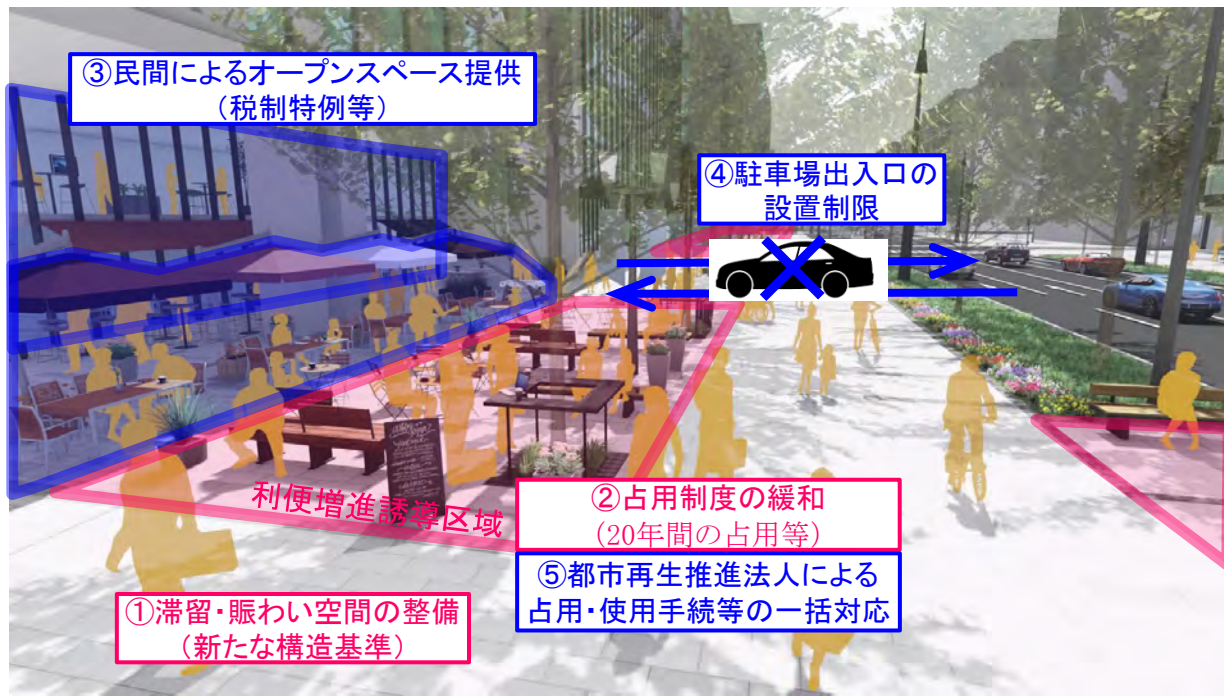
○ 歩行者利便増進道路（道路法）と滞在快適性等向上区域（都市再生特別措置法）を併用することで、官民一体で取り組む「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を促進

## 歩行者利便増進道路

- ① 車線を減らして歩道を広げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能  
⇒公共：交付金による重点支援
- ② カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和  
⇒“無余地性”※1基準が除外され、占用物が置きやすく  
※1) 無余地性＝道路区域外にその占用物を置く余地がなく、やむを得ない場合のみ占用を許可する、という基準  
⇒実質的に20年の占用が可能、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすく（占用公募を行う場合※2。通常は5年。）  
※2) 公募が行われない場合でも、道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可

## 滞在快適性等向上区域

- ③ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能  
⇒公共：交付金（国費率の嵩上げ等）  
民間：税制特例、補助金
- ④ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能
- ⑤ イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応



両制度を併用すると…相乗効果 大

- i. 歩行者の利便増進のための道路整備や、その周辺で民間によるオープンスペースが提供されるなど、エリア内でまちづくりが行いやすくなる。
- ii. カフェ、ベンチ等の道路の占用について、占用基準・期間の緩和、都市再生推進法人による手続面のサポートにより、空間活用が行いやすくなる。
- iii. 歩行者の利便増進が図られた道路沿いの駐車場の出入口の設置制限により、エリア内の安全性や快適性が向上する。



- 大臣指示を受けて、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し“WE DO”に賛同し、ともに取組を進める「**ウォーカブル推進都市**」を募集、**305団体の賛同**（R3.2.28現在）

■ 募集目的：

- ・ 各種施策の情報提供や国内外における先進事例の情報共有
- ・ 今後の政策づくりに対するご意見を伺い、検討に活用

■ 応募要件：

- ① 人口規模の大小等に関わらず、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに、首長はじめ団体として賛同する地方公共団体
- ② 何らかの取組を実施中あるいは構想等を有する地方公共団体

■ 応募先：国土交通省 都市局 マチミチ会議事務局 [hqt-machi-michi@mlit.go.jp](mailto:hqt-machi-michi@mlit.go.jp)

■ 募集時期： 随時、募集を受付

国土交通省HP [https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09\\_hh\\_000052.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000052.html)



# ウォーカーブル推進都市一覽 (令和3年2月28日時点)

※ウォーカーブル推進都市は随時募集を受け付けている。

1	北海道札幌市	44	茨城県大洗町	87	東京都杉並区	130	長野県松本市	174	三重県伊勢市	218	兵庫県新温泉町	262	福岡県久留米市
2	北海道函館市	45	茨城県境町	88	東京都豊島区	131	長野県岡谷市	175	三重県松阪市	219	奈良県大和郡山市	263	福岡県飯塚市
3	北海道旭川市	46	栃木県宇都宮市	89	東京都荒川区	132	長野県諏訪市	176	三重県桑名市	220	奈良県桜井市	264	福岡県田川市
4	北海道室蘭市	47	栃木県足利市	90	東京都足立区	133	長野県小諸市	177	三重県鈴鹿市	221	奈良県宇陀市	265	福岡県柳川市
5	北海道北広島市	48	栃木県小山市	91	東京都八王子市	134	長野県茅野市	178	三重県名張市	222	奈良県田原本町	266	福岡県春日市
6	北海道黒松内町	49	栃木県下野市	92	東京都武蔵野市	135	長野県佐久市	179	三重県亀山市	223	奈良県上牧町	267	福岡県大野城市
7	北海道栗山町	50	栃木県上三川町	93	東京都三鷹市	136	岐阜県岐阜市	180	三重県熊野市	224	和歌山県和歌山市	268	福岡県古賀市
8	北海道沼田町	51	群馬県前橋市	94	東京都府中市	137	岐阜県大垣市	181	三重県朝日町	225	鳥取県鳥取市	269	福岡県うきは市
9	北海道東神楽町	52	群馬県館林市	95	東京都調布市	138	岐阜県高山市	182	三重県明和町	226	鳥取県米子市	270	福岡県川崎町
10	北海道上土幌町	53	埼玉県さいたま市	96	東京都町田市	139	岐阜県関市	183	滋賀県大津市	227	鳥取県倉吉市	271	佐賀県
11	青森県青森市	54	埼玉県熊谷市	97	東京都東村山市	140	岐阜県美濃加茂市	184	滋賀県彦根市	228	鳥取県境港市	272	佐賀県佐賀市
12	青森県弘前市	55	埼玉県所沢市	98	東京都国分寺市	141	岐阜県各務原市	185	滋賀県草津市	229	島根県松江市	273	佐賀県基山町
13	青森県八戸市	56	埼玉県本庄市	99	東京都福生市	142	静岡県静岡市	186	滋賀県守山市	230	島根県江津市	274	佐賀県上峰町
14	青森県黒石市	57	埼玉県春日部市	100	東京都狛江市	143	静岡県浜松市	187	滋賀県東近江市	231	島根県津和野町	275	長崎県長崎市
15	青森県五所川原市	58	埼玉県戸田市	101	東京都多摩市	144	静岡県沼津市	188	滋賀県愛荘町	232	岡山県岡山市	276	熊本県熊本市
16	青森県十和田市	59	埼玉県朝霞市	102	東京都稲城市	145	静岡県熱海市	189	京都府京都市	233	岡山県倉敷市	277	熊本県菊池市
17	青森県むつ市	60	埼玉県志木市	103	神奈川県横浜市	146	静岡県三島市	190	京都府長岡京市	234	岡山県高梁市	278	熊本県南関町
18	岩手県盛岡市	61	埼玉県和光市	104	神奈川県川崎市	147	静岡県島田市	191	京都府八幡市	235	広島県広島市	279	熊本県益城町
19	岩手県花巻市	62	埼玉県幸手市	105	神奈川県相模原市	148	静岡県富士市	192	京都府南丹市	236	広島県呉市	280	熊本県あさぎ町
20	宮城県仙台市	63	埼玉県美里町	106	神奈川県鎌倉市	149	静岡県焼津市	193	京都府久御山町	237	広島県三原市	281	大分県
21	宮城県塩竈市	64	埼玉県宮代町	107	神奈川県逗子市	150	静岡県掛川市	194	大阪府大阪市	238	広島県尾道市	282	大分県大分市
22	宮城県柴田町	65	埼玉県杉戸町	108	神奈川県厚木市	151	静岡県藤枝市	195	大阪府堺市	239	広島県福山市	283	大分県別府市
23	秋田県秋田市	66	千葉県千葉市	109	神奈川県大和市	152	静岡県袋井市	196	大阪府岸和田市	240	広島県府中市	284	大分県中津市
24	秋田県横手市	67	千葉県木更津市	110	新潟県新潟市	153	静岡県湖西市	197	大阪府豊中市	241	山口県宇部市	285	大分県日田市
25	秋田県湯沢市	68	千葉県松戸市	111	新潟県長岡市	154	愛知県名古屋市	198	大阪府池田市	242	山口県山口市	286	大分県佐伯市
26	秋田県鹿角市	69	千葉県野田市	112	新潟県三条市	155	愛知県豊橋市	199	大阪府泉大津市	243	山口県防府市	287	大分県臼杵市
27	秋田県由利本荘市	70	千葉県習志野市	113	新潟県見附市	156	愛知県岡崎市	200	大阪府高槻市	244	山口県長門市	288	大分県津久見市
28	山形県山形市	71	千葉県柏市	114	富山県富山市	157	愛知県一宮市	201	大阪府貝塚市	245	山口県周南市	289	大分県竹田市
29	福島県	72	千葉県市原市	115	富山県高岡市	158	愛知県瀬戸市	202	大阪府枚方市	246	徳島県徳島市	290	大分県豊後高田市
30	福島県福島市	73	千葉県流山市	116	石川県金沢市	159	愛知県半田市	203	大阪府茨木市	247	徳島県阿南市	291	大分県杵築市
31	福島県会津若松市	74	千葉県八千代市	117	石川県小松市	160	愛知県春日井市	204	大阪府八尾市	248	香川県高松市	292	大分県宇佐市
32	福島県郡山市	75	千葉県酒々井町	118	石川県加賀市	161	愛知県刈谷市	205	大阪府河内長野市	249	香川県丸亀市	293	大分県豊後大野市
33	福島県白河市	76	千葉県白子町	119	石川県能美市	162	愛知県豊田市	206	大阪府羽曳野市	250	香川県坂出市	294	大分県由布市
34	福島県須賀川市	77	千葉県長柄町	120	石川県野々市市	163	愛知県安城市	207	大阪府門真市	251	香川県善通寺市	295	大分県国東市
35	福島県棚倉町	78	東京都	121	福井県福井市	164	愛知県蒲郡市	208	大阪府高石市	252	香川県観音寺市	296	大分県日出町
36	茨城県水戸市	79	東京都新宿区	122	福井県敦賀市	165	愛知県犬山市	209	大阪府東大阪市	253	香川県多度津町	297	大分県玖珠町
37	茨城県土浦市	80	東京都墨田区	123	福井県大野市	166	愛知県新城市	210	大阪府大阪狭山市	254	愛媛県松山市	298	宮崎県宮崎市
38	茨城県石岡市	81	東京都品川区	124	福井県鯖江市	167	愛知県東海市	211	大阪府熊取町	255	愛媛県大洲市	299	宮崎県小林市
39	茨城県下妻市	82	東京都目黒区	125	福井県あわら市	168	愛知県大府市	212	兵庫県神戸市	256	愛媛県内子町	300	宮崎県綾町
40	茨城県笠間市	83	東京都大田区	126	福井県越前市	169	愛知県知多市	213	兵庫県姫路市	257	高知県高知市	301	宮崎県高鍋町
41	茨城県取手市	84	東京都世田谷区	127	山梨県甲府市	170	愛知県尾張旭市	214	兵庫県西宮市	258	高知県南国市	302	宮崎県川南町
42	茨城県つくば市	85	東京都渋谷区	128	長野県	171	三重県	215	兵庫県伊丹市	259	高知県四万十市	303	鹿児島県霧島市
43	茨城県ひたちなか市	86	東京都中野区	129	長野県長野市	172	三重県津市	216	兵庫県西脇市	260	福岡県北九州市	304	鹿児島県中種子町
						173	三重県四日市市	217	兵庫県加西市	261	福岡県福岡市	305	沖縄県うるま市

# まちなかの居心地の良さを測る指標(案)

(令和2年3月30日 都市局)

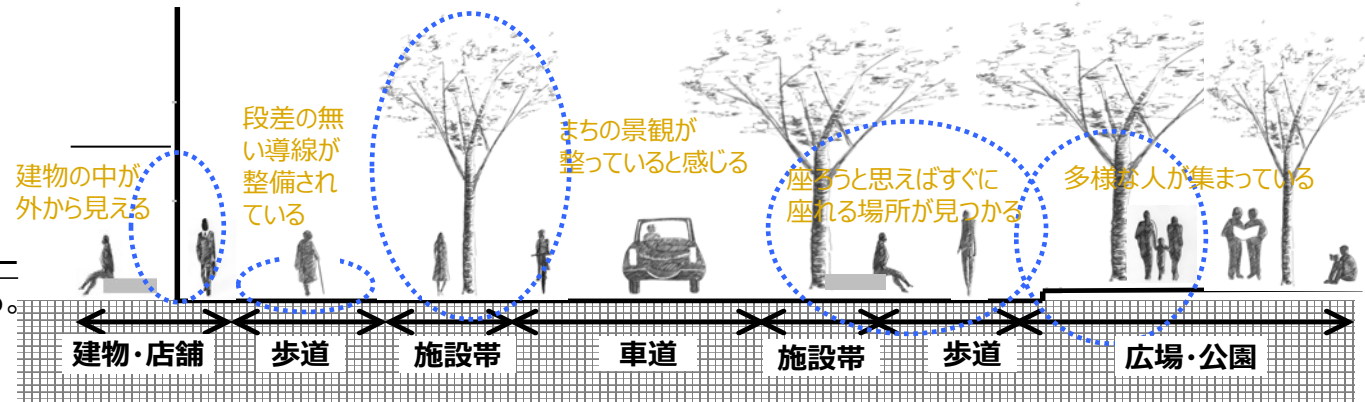
## 指標(案)作成の目的

- 国土交通省では、「私たちのまちは、どれくらい居心地が良く歩きたくなるまちなのか。」を測るため、主に地方公共団体にお使いいただくものとして、「まちなかの居心地の良さを測る指標(案)」を作成した。
- 歩きながらまちなかの状況を簡易に現状把握し、居心地の良いまちなかの形成には何が必要なのかといった改善点を発掘するツールとしてご活用いただくことを目的としている。

### 【検討体制】

島原万丈氏 LIFULL HOME'S 総研所長  
小崎美希氏 お茶の水女子大学 助教

多様な人が集まっている、まちなかの賑わいに貢献している建物が多い、家族と来て楽しく過ごせる



## 指標(案)の特徴

- 本指標は、『「ハード環境」を改善しながら、そこに滞在する人々の「空間の快適性・魅力」に対する感じ方を向上させ、その結果として「人々の行動が多様」なものになる。』という流れで、まちなかの状況を総合的に把握できる3つの視点で整理しています。

CS : Check Sheet

### ハード環境

多様な人が集い・滞在し・交流するための空間が備わっているかを測るため、ハード整備状況等について、存在有無を確認する

(例：自由に座れるイスがあるか)

使用する確認シート

- CS1-A 歩道・施設帯確認シート
- CS1-B 沿道建物確認シート

### 空間の快適性・魅力

訪れた人が使いやすい空間と感じられるかを測るため、まちなかの快適性や魅力について、感情を確認する

(例：座れる場所がすぐ見つかるか)

使用する確認シート

- CS1-E 快適性確認シート
- CS1-F 総合評価シート

### 人々の行動の多様性

実際に多様な人々が集い・滞在し・交流しているかを測るため、まちなかの滞在者の量や行動の多様性について、存在有無を確認する(例：座っている人がいるか)

使用する確認シート

- CS1-C 滞在者確認シート
- CS1-D 通行者確認シート
- CS1-X 多様性確認シート

・指標の各種資料

[https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_machi\\_fr\\_000009.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_fr_000009.html)

・指標に関する問い合わせ先

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 荒金・並河・浜崎

TEL: 03-5253-8406

まちなかの居心地の良さを測る指標

検索



# 街路の再構築・利活用に関するアンケート調査結果【速報版】

## アンケート調査実施概要

- 調査目的 自動車中心の街路空間から歩行者優先の街路空間への転換(再構築)や都心や地域の賑わいの創出や交流、コミュニティの形成などを目的として街路空間で行われる活動(利活用)の実態を把握し、新たな街路空間施策等の検討へと役立てることを目的として行った調査である。
- 設問概要 街路空間の再構築と利活用の取組状況、推進の上での最大の課題、ウォーカブル空間の創出に関する支援制度、ウォーカブル推進都市について
- 調査対象 全国の都道府県、市区町村:1788自治体                      ○調査期間 令和2年10月～令和2年12月
- 回答状況 1674自治体(回答率:94%)

### (参考)定義

街路空間	・公共施設としての街路の路面のみならず、沿道の民間敷地、さらには沿道の建築物等土地利用を含めた空間全体を指すものとする。
街路空間の再構築	・既存の街路空間を総幅員の拡幅を伴わず、自動車中心の街路空間から歩行者優先の街路空間へと転換することを目的とした、車線の減少などの断面構成の変更を伴う事業(ハード施策)または、交通規制等の措置(ソフト施策)を指すものとする。駅前広場の改修も含むものとする。 ・調査の対象とする事業期間は過去10年間(平成22年度～令和2年度)のうちに事業完了・または事業着手したものとする。 ・なお、本調査では自転車の利用環境向上を目的とした事業(自転車道、自転車レーン、自転車通行帯の設置など)は含まないものとする。
街路空間の利活用	・本調査では、街路空間において、都市や地域の賑わいの創出や交流、コミュニティの形成などを目的として実施する交通行動以外の活動(社会実験も含む)を指すものとする。駅前広場における活動も含むものとする。

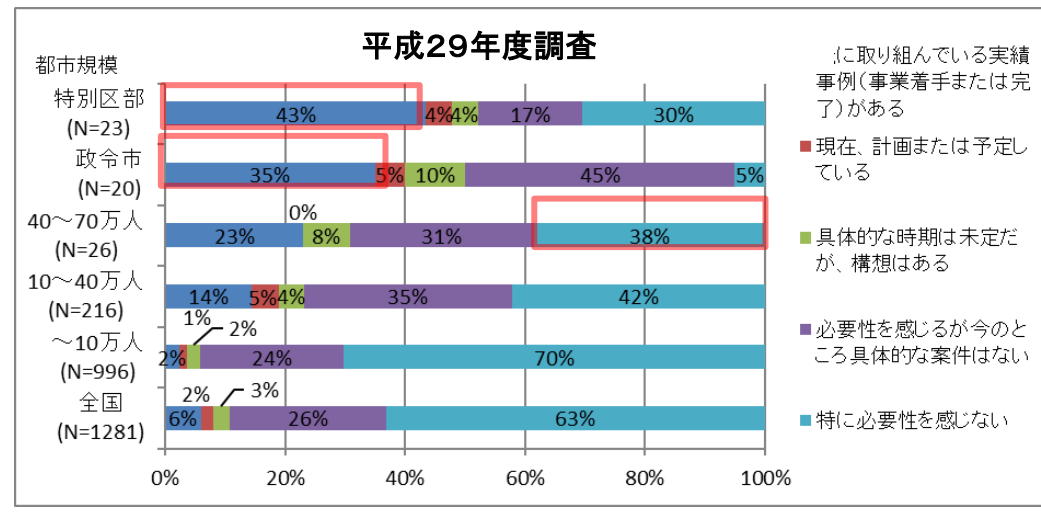
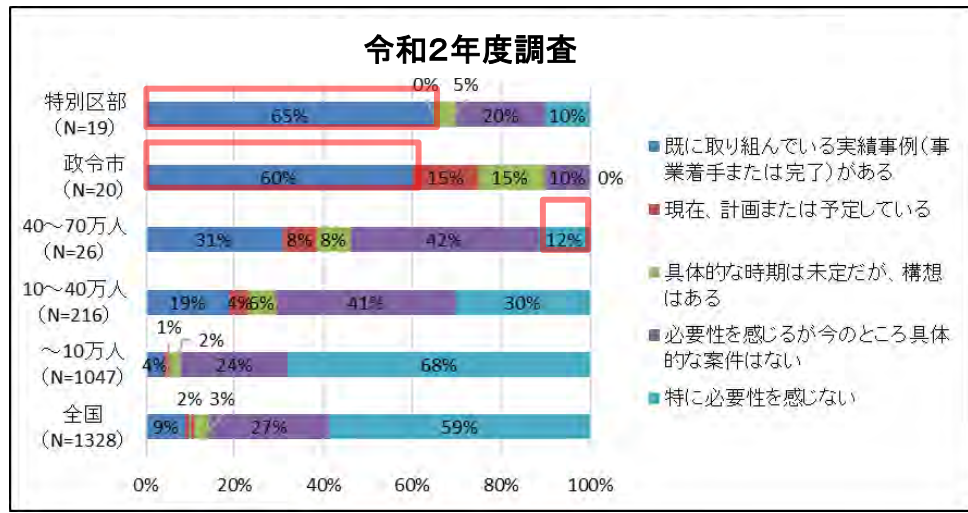
(注)3年前にも同様の調査を行っており、比較可能な項目について比較検討を行ったが、3年前調査と今年度調査の調査対象が異なることから、今年度調査結果のうち3年前調査対象自治体に絞り比較検討を行った。そのため、3年前調査対象自治体だが今年度調査で未提出の自治体は「未回答」として扱い、3年前と母数が同じになるようにした。

# 街路の再構築・利活用に関するアンケート調査結果【速報版】

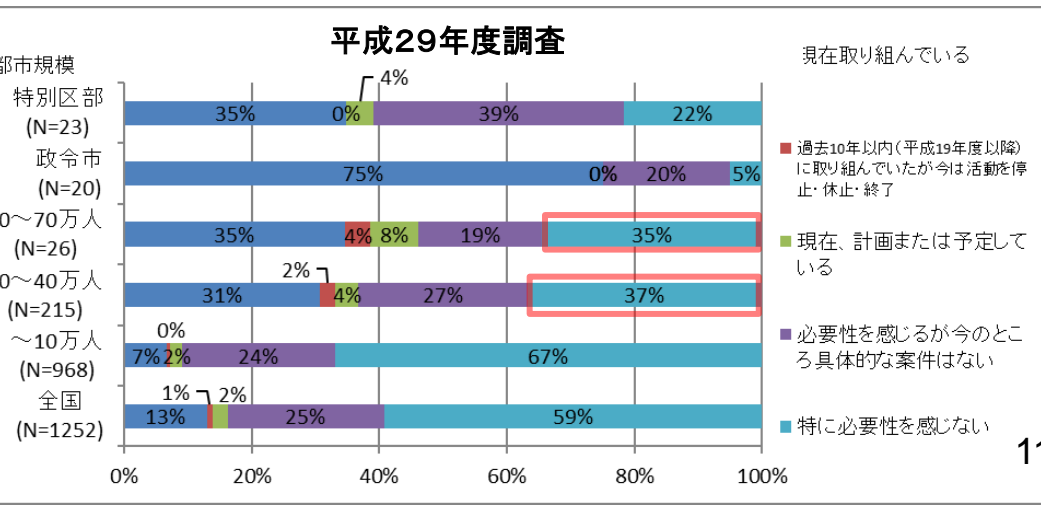
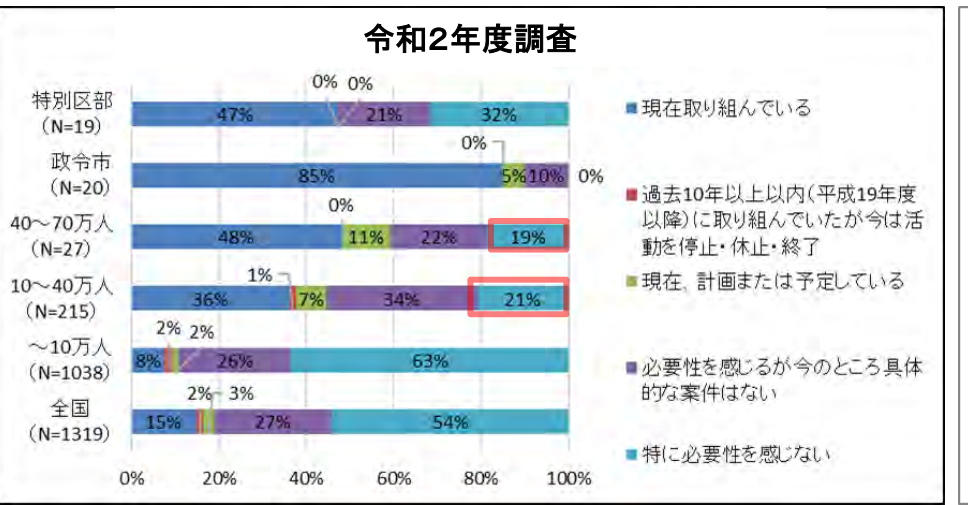
調査対象: 全国の都道府県、市町村(1788団体) 回答率 94%(1674団体)

- ▶ 特別区部、政令市では、街路空間の再構成や利活用が着実に進展
- ▶ 人口10万以上の都市でも街路空間の再構成や利活用の必要性を感じる傾向であり、こうした自治体が計画や事業に移行できるようにすることが重要

## 【街路空間の再構成<取組意向>】



## 【街路空間の利活用(賑わいの創出や交流等)<取組意向>】



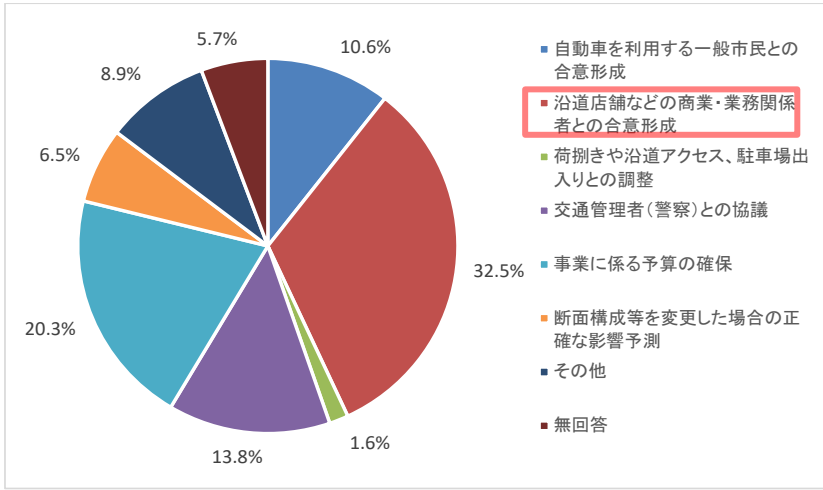


# 街路の再構築・利活用に関するアンケート調査結果【速報版】

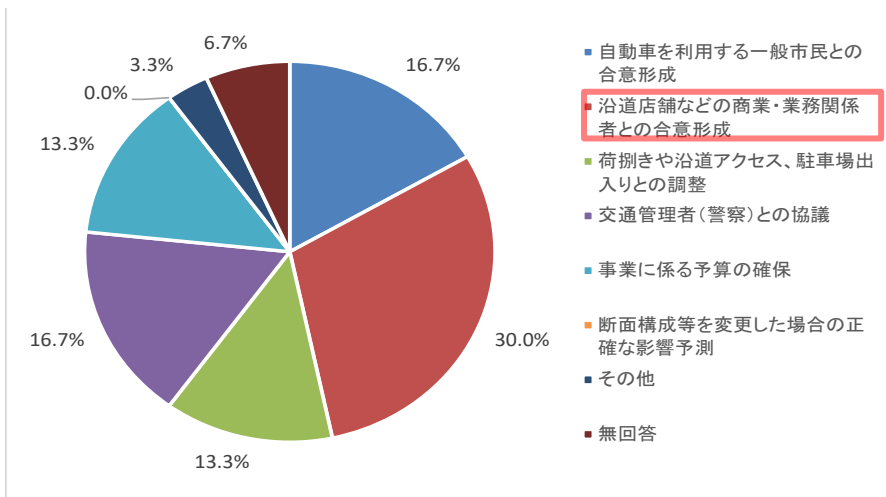
- ▶ 沿道関係者、市民の合意形成が課題であり、社会実験やシミュレーション等合意形成の支援が必要と考えられる。
- ▶ 賑わい創出の取組が始まるとプレイヤーの確保が課題、リノベーションスクールのような専門家との協働等参画促進の仕組みが必要。

## 【街路空間の再構成<課題>】

### <「実績あり」の自治体>

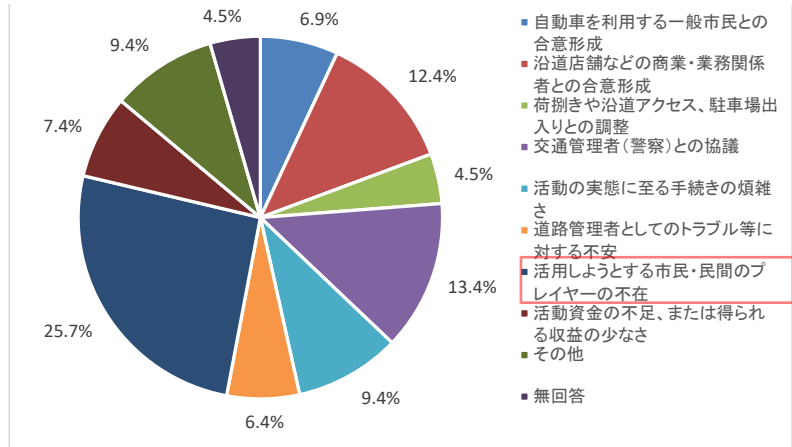


### <「計画段階」の自治体>

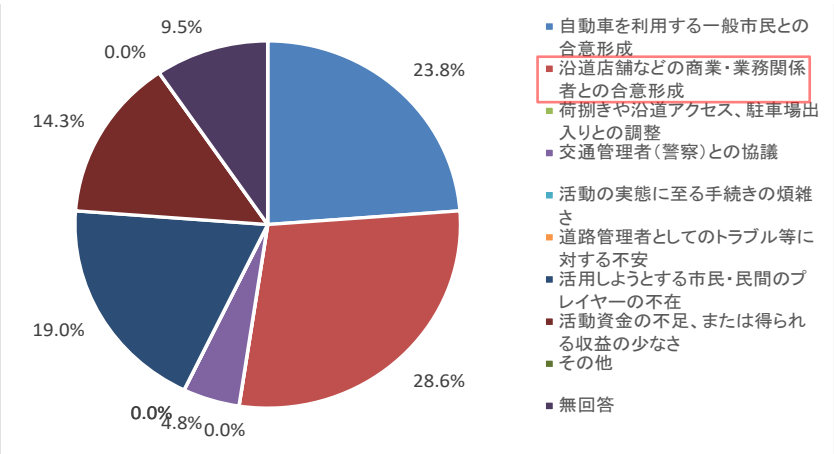


## 【街路空間の利活用(賑わいの創出や交流等)<課題>】

### <「実績あり」の自治体>



### <「計画段階」の自治体>



# 今後の取組



# 官民連携によるウォークブル空間の形成 (令和3年度都市局関係予算概要より)

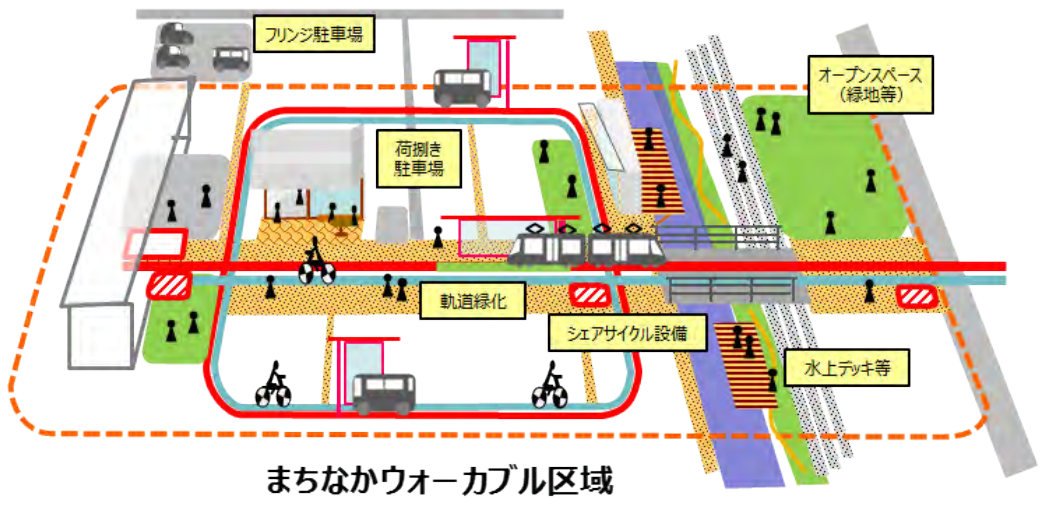
○新型コロナウイルス感染症拡大を契機として顕在化した、「まちの過密」を避ける観点から、官民連携による良質なオープンスペースやゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進する。

**まちなかウォークブル推進事業**  
 ・水辺周辺のプロムナードや水上デッキの整備について支援を明確化

**官民連携まちなか再生推進事業**  
 ・エリアプラットフォーム構築、未来ビジョン等策定支援期間の延長（最大2年間⇒最大3年間）

**都市・地域交通戦略推進事業**  
 ・シェアサイクル設備を支援対象に追加  
 ・軌道緑化の整備について支援を明確化  
 ・まちなかウォークブル区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設の整備について国費率を嵩上げ（1/3⇒1/2）

**まちなか公共空間等活用支援事業**  
 ・ベンチの設置等(カフェ等も併せて整備)を行う都市再生推進法人への低利貸付による支援を推進



# ゆとりある駅まち空間の再構築 （令和3年度都市局関係予算概要より）

○まちの中心となる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携による、利便性・快適性・安全性の高いゆとりのある一体的な空間への再構築を行うための整備等に対する支援を実施する。

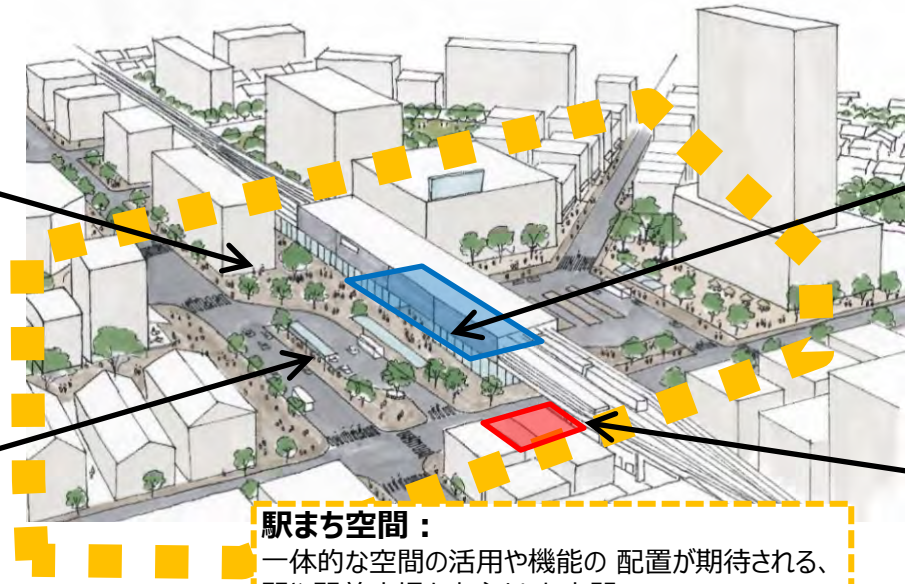
## ○駅まち空間整備の推進（都市・地域交通戦略推進事業の拡充）

任意協議会による案件形成段階からの計画策定や、駅まち空間の一体的整備に必要な施設を支援対象に追加するとともに、まちなかウォークブル区域等における施設整備を重点的に支援

ゆとりある公共的空間の整備



居心地がよく歩きたくなる駅前広場の整備



駅の広場・滞留空間の整備



駐車場・駐輪場の整備



**駅まち空間：**  
一体的な空間の活用や機能の配置が期待される、駅や駅前広場を中心とした空間

## ○拡充事項

- ① 法定化を見据えた任意協議会をに対し、コーディネート支援（計画策定支援）を行う
- ② 交通ターミナル戦略に基づく駅まち空間整備を行う法定協議会に対し、補助対象事業を拡充
- ③ まちなかウォークブル区域又は都市再生緊急整備地域で法定協議会が事業を行う場合、補助率をかさ上げ（1/3→1/2）



# まちなかウォーカブル推進事業の概要

○都市再生整備計画事業等において、車中心から人中心の空間に転換し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出に向けて、歩行空間の拡大や公共空間の芝生化、民間用地を活用した公共空間の整備などを重点的・一体的に支援する事業

**事業主体等** 【交付金】市町村、市町村都市再生協議会 【補助金】都道府県、民間事業者等  
国費率：1 / 2

**施行地区** ①都市再生整備計画事業の施行地区、かつ、  
②都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域（周辺環境整備に係る事業を含む）

※滞在快適性等向上区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定

## 対象事業

**【基幹事業】**  
道路、公園、既存建造物活用事業 その他、既存ストックの修復・改変メニューに限定

**【提案事業】**  
事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、  
地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

### ○ウォーカブルな空間整備

- 道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変
- まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備
- **水辺周辺のプロムナードや水上デッキの整備**  
例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、  
公共空間の芝生化・高質化 等

### ○アイレベルの刷新

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供
- 1階部分の透明化等の修景整備  
例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等

### ○滞在環境の向上

- 滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査  
例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等

### ○景観の向上

- 景観資源の活用  
例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美化化 等





# 都市・地域交通戦略推進事業の概要

目的：人口減少、少子超高齢化への備えが必要となり、また、中心市街地の衰退、都市の維持コストの増大、など都市構造に関する課題認識が高まっている。そこで、モータリゼーションの進展に併せて、市街地が全面的に拡がる拡散型都市構造を見直し、環境負荷低減型のコンパクトシティへの展開を図る。

- 徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間や公共交通などからなる都市の交通システムを明確な政策目的の下、都市・地域総合交通戦略等に基づき、パッケージ施策として総合的に支援
- 補助対象者：地方公共団体、法定協議会※、独立行政法人都市再生機構、都市再生推進法人、認定地域来訪者等利便増進活動実施団体  
 ※整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象
- 補助率：1/3、1/2（立地適正化計画に位置付けられた事業、滞在快適性等向上区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設整備に係る事業、交通ターミナル戦略に位置づけられた滞在快適性等向上区域等で行われる事業）



路面電車・バス等の公共交通の施設（車両を除く）



自由通路



ペDESTリアンデッキ



自転車駐車場



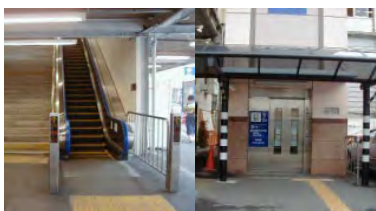
シェアサイクル設備



交通結節点整備



駐車場(P&R等)



バリアフリー交通施設



荷捌き駐車場



地区交通戦略に基づく街路空間再構築・利活用



交通まちづくり活動の推進



スマートシティの推進  
 ・情報化基盤施設※の整備  
 ・自動運転バスの実装に向けた社会実験等

# ウォーカブルポータルサイトの立ち上げについて

○ウォーカブルなまちづくりのさらなる普及促進を目的に、国・各地域の取組や法律・予算・税制、各種ガイドライン等の様々な情報を集約したプラットフォーム「ウォーカブルポータルサイト」を構築（今年度中に公開予定）。


国土交通省  
**WALKABLE  
PORTAL**  
ウォーカブルポータルサイト

国土交通省の取組み  
地域の取組み  
事例一覧  
ガイドライン・制度について  
相談窓口

個人情報保護方針

Copyright© 2008 MLIT  
Japan. All Rights Reserved.

トップページ



**ウォーカブルなまちづくりとは**

世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められています。これらの取組は都市に活力を生み出し、持続可能かつ高い国際競争力の実現につながっています。

近年、国内でも、このような街路空間の再構築・利活用の先進的な取組が見られるようになりました。しかし、多くの自治体では、将来ビジョンの描き方や具体的な進め方など、どう動き出せば良いのか模索しているのが現状です。

このような背景のもと、国土交通省では街路空間の再構築・利活用に関する様々な取組を推進しております。

※デザインは現時点のイメージであり今後変更の可能性がありますが

## 「ウォーカブルポータルサイト」のポイント

- マチマチ会議等の国土交通省による取組や、各地域の取組（社会実験等）に関する**最新情報の提供**
- ウォーカブルなまちづくりを進める際に活用可能な**法律・予算・税制、各種ガイドライン等の情報を集約**



- **全国各地の取組事例**を、空間再構築の有無や利活用の種類などのパターン毎に掲載（当初公開時点では、50事例程度の掲載を予定）





# ストリートデザインガイドライン バージョン2.0について (改訂概要)

○令和2年3月に策定したストリートデザインガイドラインについて、都市再生特別措置法等の改正、自治体へのアンケート結果等を踏まえ、内容を拡充するとともに冊子としてのデザインを一新 (今年度中に公表予定)。

## 現行

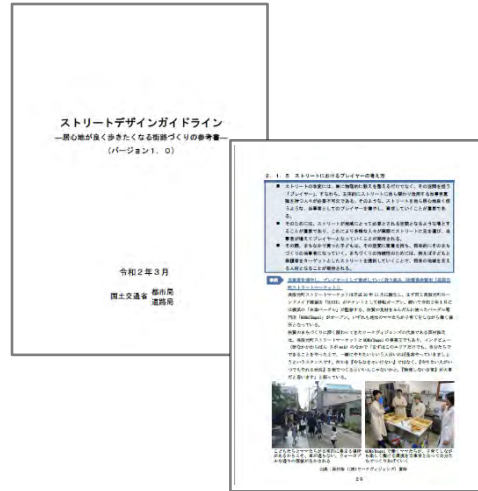
- 第1章 ストリートを人中心へと改変(リノベーション)する意義と効果
- 第2章 人中心のストリートを構成する要素
- 第3章 人中心のストリートを支える交通環境づくり

- 第4章 人中心のストリートを支える仕組み
  - 4.1 ストリートを人中心に活用するための制度
    - 4.1.1 ストリートの活用を取り巻く制度の背景
      - ・道路占用許可の弾力的な運用
      - ・道路占用許可の特例 等
    - 4.2 人中心のストリートへ改変を進める支援制度
      - ・ストリートの改変を進める支援制度
      - まちなかウォーカブル推進事業
      - 社会資本整備総合交付金(道路事業・街路事業)
      - 官民連携まちなか再生推進事業
      - 居心地が良く歩きたくなるまちなか創出のための特例措置(固定資産税、都市計画税)

- 第5章 参考文献・事例
- 【凡例】  
赤字: 変更箇所  
緑字: 現行の内容をもとに追記・修正  
黒字: 現行の内容を踏襲

## 改定案

- 第4章 人中心のストリートを支える仕組み
  - 4.1 人中心のストリートを実現するためのパッケージ支援
  - 4.2 ストリートの活用に関連する制度
    - 4.2.1 都市再生特別措置法について
      - (1) 官民連携まちづくりを推進する都市再生特別措置法改正の概要
      - (2) 滞在快適性等向上区域(通称: まちなかウォーカブル区域)について
      - (3) 都市再生推進法人について
      - (4) ストリートの活用に資する協定制度
    - 4.2.2 歩行者利便増進道路(通称: ほこみち)について
    - 参考: 歩行者利便増進道路(改正道路法)と滞在快適性等向上区域(改正都市再生特別措置法)の併用による相乗効果
    - 4.2.3 道路占用について
      - (1) 道路占用制度の趣旨と弾力的な運用の経緯
      - (2) 各種の道路占用許可の特例
  - 4.3 人中心のストリートへの改変を推進する支援制度
    - 4.3.1 事業制度(予算支援)
      - (1) まちなかウォーカブル推進事業
      - (2) 都市・地域交通戦略推進事業
      - (3) 社会資本整備総合交付金(道路事業・街路事業)
      - (4) 官民連携まちなか再生推進事業
      - (5) まちなか公共空間等活用支援事業
      - (6) 社会実験の取組
    - 4.3.2 税制優遇・特例措置
      - (1) 一体型滞在快適性等向上事業に対する各種特例について



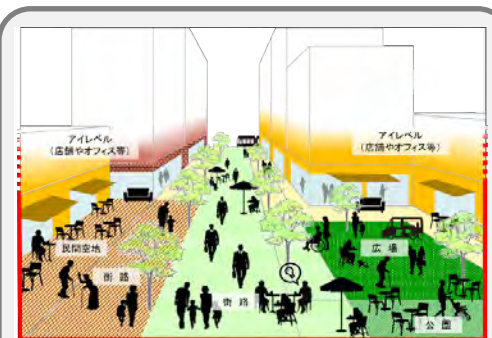
※改訂案及びデザインは現時点のイメージであり今後変更の可能性があります



## ガイドライン策定の背景

- 官民の公共空間を、ウォーカブルな空間へ ⇒ 令和元年「ストリートデザイン懇談会」を設置、ストリートデザインのポイントとなる考え方を提示。
- 様々なプレイヤーのストリートは変えることができるとの意識を育て、広げ、支え、「Act Now(できることから、やってみる)」の一助になることを期待。
- 今後の事例の積み重ねや知見の蓄積を踏まえ、適時、適切に見直しを行っていく。

【検討体制】ストリートデザイン懇談会：令和元年8月～令和2年2月に渡り、計7回開催  
座長：岸井隆幸氏（日本大学特任教授） 副座長：藤村龍至氏（東京藝術大学准教授）  
委員：泉山壘威氏（東京大学助教）、小嶋文氏（埼玉大学准教授）  
西村亮彦氏（国土館大学講師）、三浦詩乃氏（横浜国立大学助教）  
オブザーバー：東京都、神戸市、姫路市、UR都市機構、警察庁  
関係省庁等：国土交通省道路局 事務局：国土交通省都市局



路面上だけでなく、沿道等も含め、  
人の視界に入る空間全体  
⇒ 「ストリート」と総称



物理的な姿＋活動＋人的資源の  
企画・構想、計画、設計、運営管理等



「ストリートデザイン」と総称

## 1章 ストリートを人中心へと改変(リノベーション)する意義と効果

- 人中心のウォーカブルな公共空間の必要性
- ストリートを改変することの多面的な効果
- これからのストリートに向けて
- ストリートを改変していくプロセス

## 2章 人中心のストリートを構成する要素

- ストリートの基本的な考え方
- ストリートの空間配分
- ストリートのデザイン・設え
- ストリートにおけるアクティビティ
- ストリートにおけるプレイヤー
- 行政手続き・意識すべきこと

## 3章 人中心のストリートを支える交通環境づくり

- 人中心のまちなかに向けた交通環境づくり
- 自動車交通への対応 ○ 徒歩や自転車等のスローな交通を包含した交通環境づくり
- 荷さばき等の駐停車需要への対応 ○ 関係機関との協議

## 4章 人中心のストリートを支える仕組み

- 人中心のストリートへ改変を進めるための各種法律・予算・税制 等

## 5章 参考文献・事例

【ストリートを構成する2つの機能】

### リンク(通行)機能

人やモノが移動するための機能



公共交通・乗用車・貨物車・自転車・徒歩等で目的地までの移動が行われる

### プレイス(滞在)機能

多様な活動を繰り広げる場としての機能



立ち止まる・座る・食べる・遊ぶ・買い物を  
する・パフォーマンスを行う等の活動が行  
われる

アクセス環境整備：人々の乗降や荷さばきのための駐停車等